

岩手県告示第 399 号

特定非営利活動法人の設立の手續等に関する条例の規定による閲覧の場所の指定（平成 10 年岩手県告示第 1028 号）の一部を次のように改正し、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

改正前	改正後																										
<p>1 盛岡市内丸10番1号 岩手県地域振興部<u>地域企画室</u></p> <p>2 次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ同表の右欄に掲げる場所</p>	<p>1 盛岡市内丸10番1号 岩手県地域振興部<u>N P O ・ 国際課</u></p> <p>2 次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ同表の右欄に掲げる場所</p>																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="183 616 805 672">[略]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="183 672 534 1064">法人の主たる事務所が花巻市の区域内に所在する場合</td> <td data-bbox="534 672 805 1064">花巻市花城町1番41号 <u>花巻地方振興局企画総務部</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="183 1064 534 1220">法人の主たる事務所が北上市及び和賀郡の区域内に所在する場合</td> <td data-bbox="534 1064 805 1220">北上市芳町2番8号 <u>北上地方振興局企画総務部</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="183 1220 534 1422"><u>法人の主たる事務所が奥州市及び胆沢郡の区域内に所在する場合</u></td> <td data-bbox="534 1220 805 1422"><u>奥州市水沢区大手町一丁目2番地 水沢地方振興局企画総務部</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="183 1422 534 1668">法人の主たる事務所が一関市（一関市のうち平成17年9月19日における東磐井郡の区域を除く。）及び西磐井郡の区域内に所在する場合</td> <td data-bbox="534 1422 805 1668">一関市竹山町7番5号 <u>一関地方振興局企画総務部</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="183 1668 534 1915"><u>法人の主たる事務所が一関市（一関市のうち平成17年9月19日における東磐井郡の区域に限る。）及び東磐井郡の区域内に所在する場合</u></td> <td data-bbox="534 1668 805 1915"><u>一関市千厩町千厩字北方85番地2 千厩地方振興局企画総務部</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="183 1915 534 2002">法人の主たる事務所が大船渡市、陸前高田市及び気仙郡</td> <td data-bbox="534 1915 805 2002">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	[略]		法人の主たる事務所が花巻市の区域内に所在する場合	花巻市花城町1番41号 <u>花巻地方振興局企画総務部</u>	法人の主たる事務所が北上市及び和賀郡の区域内に所在する場合	北上市芳町2番8号 <u>北上地方振興局企画総務部</u>	<u>法人の主たる事務所が奥州市及び胆沢郡の区域内に所在する場合</u>	<u>奥州市水沢区大手町一丁目2番地 水沢地方振興局企画総務部</u>	法人の主たる事務所が一関市（一関市のうち平成17年9月19日における東磐井郡の区域を除く。）及び西磐井郡の区域内に所在する場合	一関市竹山町7番5号 <u>一関地方振興局企画総務部</u>	<u>法人の主たる事務所が一関市（一関市のうち平成17年9月19日における東磐井郡の区域に限る。）及び東磐井郡の区域内に所在する場合</u>	<u>一関市千厩町千厩字北方85番地2 千厩地方振興局企画総務部</u>	法人の主たる事務所が大船渡市、陸前高田市及び気仙郡	[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="837 616 1527 672">[略]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="837 672 1220 862"><u>法人の主たる事務所が奥州市及び胆沢郡の区域内に所在する場合</u></td> <td data-bbox="1220 672 1527 862"><u>奥州市水沢区大手町一丁目2番地 県南広域振興局地域支援部</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="837 862 1220 1064">法人の主たる事務所が花巻市及び遠野市の区域内に所在する場合</td> <td data-bbox="1220 862 1527 1064">花巻市花城町1番41号 <u>県南広域振興局花巻総合支局地域支援部</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="837 1064 1220 1422">法人の主たる事務所が北上市及び和賀郡の区域内に所在する場合</td> <td data-bbox="1220 1064 1527 1422">北上市芳町2番8号 <u>県南広域振興局北上総合支局地域支援部</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="837 1422 1220 1915">法人の主たる事務所が一関市、西磐井郡及び東磐井郡の区域内に所在する場合（一関市にあっては、一関市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に限る。）</td> <td data-bbox="1220 1422 1527 1915">一関市竹山町7番5号 <u>県南広域振興局一関総合支局地域支援部</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="837 1915 1220 2002">法人の主たる事務所が大船渡市、陸前高田市及び気仙郡</td> <td data-bbox="1220 1915 1527 2002">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	[略]		<u>法人の主たる事務所が奥州市及び胆沢郡の区域内に所在する場合</u>	<u>奥州市水沢区大手町一丁目2番地 県南広域振興局地域支援部</u>	法人の主たる事務所が花巻市及び遠野市の区域内に所在する場合	花巻市花城町1番41号 <u>県南広域振興局花巻総合支局地域支援部</u>	法人の主たる事務所が北上市及び和賀郡の区域内に所在する場合	北上市芳町2番8号 <u>県南広域振興局北上総合支局地域支援部</u>	法人の主たる事務所が一関市、西磐井郡及び東磐井郡の区域内に所在する場合（一関市にあっては、一関市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に限る。）	一関市竹山町7番5号 <u>県南広域振興局一関総合支局地域支援部</u>	法人の主たる事務所が大船渡市、陸前高田市及び気仙郡	[略]
[略]																											
法人の主たる事務所が花巻市の区域内に所在する場合	花巻市花城町1番41号 <u>花巻地方振興局企画総務部</u>																										
法人の主たる事務所が北上市及び和賀郡の区域内に所在する場合	北上市芳町2番8号 <u>北上地方振興局企画総務部</u>																										
<u>法人の主たる事務所が奥州市及び胆沢郡の区域内に所在する場合</u>	<u>奥州市水沢区大手町一丁目2番地 水沢地方振興局企画総務部</u>																										
法人の主たる事務所が一関市（一関市のうち平成17年9月19日における東磐井郡の区域を除く。）及び西磐井郡の区域内に所在する場合	一関市竹山町7番5号 <u>一関地方振興局企画総務部</u>																										
<u>法人の主たる事務所が一関市（一関市のうち平成17年9月19日における東磐井郡の区域に限る。）及び東磐井郡の区域内に所在する場合</u>	<u>一関市千厩町千厩字北方85番地2 千厩地方振興局企画総務部</u>																										
法人の主たる事務所が大船渡市、陸前高田市及び気仙郡	[略]																										
[略]																											
<u>法人の主たる事務所が奥州市及び胆沢郡の区域内に所在する場合</u>	<u>奥州市水沢区大手町一丁目2番地 県南広域振興局地域支援部</u>																										
法人の主たる事務所が花巻市及び遠野市の区域内に所在する場合	花巻市花城町1番41号 <u>県南広域振興局花巻総合支局地域支援部</u>																										
法人の主たる事務所が北上市及び和賀郡の区域内に所在する場合	北上市芳町2番8号 <u>県南広域振興局北上総合支局地域支援部</u>																										
法人の主たる事務所が一関市、西磐井郡及び東磐井郡の区域内に所在する場合（一関市にあっては、一関市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に限る。）	一関市竹山町7番5号 <u>県南広域振興局一関総合支局地域支援部</u>																										
法人の主たる事務所が大船渡市、陸前高田市及び気仙郡	[略]																										

の区域内に所在する場合		の区域内に所在する場合	
<u>法人の主たる事務所が遠野市の区域内に所在する場合</u>	<u>遠野市六日町1番22号 遠野地方振興局 企画総務部</u>		
法人の主たる事務所が釜石市及び上閉伊郡の区域内に所在する場合	[略]	法人の主たる事務所が釜石市及び上閉伊郡の区域内に所在する場合	[略]
[略]		[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。